



とちぎんと、はじめよう！

NISA デビュー キャンペーン

— 期間：2023年8月7日（月）～12月15日（金） —

NISA口座
の新規開設で現金 **1,500円** プレゼント

【条件】●キャンペーン期間内に一般NISAもしくは、つみたてNISAの口座開設をお申込みいただいたお客さま。●一般NISA、つみたてNISAいずれも対象といたします。●他金融機関からの移管を含みます。(当年分・翌年分) ●プレゼントは投資信託の指定口座にお振込みいたします。※詳しくは裏面[キャンペーンに関するご留意事項]をご覧ください。

2つのNISA \ ここがおトク♪ /

※2024年1月より新NISA制度が始まります。
詳しくは裏面に記載されています。

一般NISA

一括購入と積立投信のどちらもOK！

手元の資金や今後の収入に合わせたご利用が可能です。

うれしい **非課税**投資額は年間120万円まで、保有期間は最長5年間まで
ずーっと非課税！

※2023年一般NISAで積立を始めた方については、2024年新NISAにおいて
積立を継続する場合、再度お手続きが必要になる場合があります。

つみたてNISA

少額からの毎月積立が可能

ネットでは1,000円から、店頭では5,000円からOK！

うれしい **非課税・
申込手数料無料**年間40万円までの投資が最長20年間非課税で保有可能です。
※お申込時期によっては2023年非課税枠での積立が間に合わない場合があります。

お申込み方法

▼投資信託口座をお持ちの方は

店頭で

窓口にて、
NISA口座をお申込み
ください。

▼投資信託口座をお持ちでない方は

アプリで

無料でお申込みできます！
投資信託口座+NISA口座開設
(窓口でもお手続き可能です)

口座開設アプリはこちら！



▲Androidの方



▲iPhoneの方

2024年1月、新NISAスタート！ぜひ裏面もご覧ください >>>

2024年1月スタート！新NISAはここが変わります！

現行NISA			新NISA	
	一般NISA	つみたてNISA	成長投資枠	つみたて投資枠
非課税保有期間	5年間(2027年末まで)	20年間(2042年末まで)	無期限	
口座開設期間	2023年12月まで		恒久化	
新規買付期間			2024年1月から	
年間投資枠	120万円	40万円	240万円	120万円
非課税保有限度額(総枠)	600万円(枠の再利用不可)	800万円(枠の再利用不可)	1,800万円 (うち成長投資枠1,200万円)(枠の再利用可)	
対象商品	上場株式・投資信託等	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等(除外あり)	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託
併用	一般NISAとつみたてNISA 併用不可		成長投資枠とつみたて投資枠	併用可
対象年齢	18歳以上		18歳以上	

※2023年12月末時点でNISA口座を開設いただいている場合、2024年1月に新NISA口座が自動で開設されます。

※今後の法令・制度により内容が変更となる場合がございます。

CHECK!

新NISAを待たずに現行NISAを始めておくと、新NISAとは別枠となるため、**現行NISAから始めるのがおすすめ!**
現行NISAで投資した商品は、**新NISAがスタートした後も非課税運用期間満了まで非課税で保有可能です。**

【キャンペーンに関するご留意事項】●本キャンペーンは当行に「NISA口座」をお持ちでない個人のお客さまが対象です。●期間中であっても、金融環境の変化等により、キャンペーン内容を予告なく変更・終了する場合があります。●窓口・口座開設と手続アプリどちらからのお申込みもキャンペーン対象となります。●プレゼント入金時(2024年3月下旬頃)に、口座廃止(相続含む)のお手続きをされている場合本キャンペーンの対象外となります。●プレゼントは課税対象となる場合があります。詳細は所轄の税務署等にご相談ください。●NISAに関しては、2023年1月1日現在で、18歳以上の方がNISA口座を開設できます。●当行から税務署に非課税適用申請を行い、税務署の承認後NISA口座をご利用いただけます。(承認には約3週間かかります。)

【投資信託についてのご留意事項】(投資信託のリスク)投資信託は値動きのある有価証券等(株式・債券・不動産投資信託証券など)に投資するため、投資信託の基準価額は、組入の有価証券等の価格変動、金利の変動、為替相場の変動、その発行会社等に係る経営・財務状況、カントリーリスクなどの影響により上下に変動します。したがって、投資元本および配金は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。(詳しくは、ファンドごとの目論見書および目論見書補充書面等でご確認ください。)

【投資信託の手数料・費用】申込時、保有期間中、換金時に以下の各種手数料や費用がかかります。(2023年7月1日現在)下記各種手数料や費用の最大値は、今後、取扱うファンドの追加や償還等により変更になる場合があります。また、その他費用やこれらの合計額については、保有期間や運用状況等に応じて異なるため、あらかじめ表示することはできません。(詳しくは、ファンドごとの目論見書および目論見書補充書面等でご確認ください。)

申 込 時	申込手数料(買付金額に対し、最大3.3%(税抜3.0%)の率を乗じた額) ※つみたてNISAは申込手数料無料です。
保有期間中	信託報酬(純資産総額に対し、最大年2.42%(税抜2.2%)の率を乗じた額)
その他費用	監査費用、有価証券売買委託手数料、信託事務の諸費用など
換 金 時	信託財産留保額(換金時に適用される基準価額に対し、最大0.5%の率を乗じた額)
公社債投資信託の場合	換金手数料として、1万口につき最大110円(税抜100円)

【その他ご留意事項】●投資信託は円預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。また、栃木銀行でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。●栃木銀行は投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行い、信託財産の保管・管理は信託銀行が行います。●投資信託の分配金は、「普通分配金」と「元本払戻金(特別分配金)」があり、「元本払戻金(特別分配金)」は、実質的には元本の一部払戻しに相当するものです。●投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。●投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフ制度(書面による解除)の対象ではありません。●投資信託をご購入の際は、最新の契約締結前交付書面(目論見書および目論見書補充書面)を十分にお読みの上、ご自身でご判断ください。契約締結前交付書面は、栃木銀行本支店の窓口にご用意しております。

【NISAに関するご留意事項】●「一般NISA」と「つみたてNISA」は選択制であり、同一年に両方の適用は受けられません。当行の「NISA口座」は、株式投資信託のみの取扱いとなります(上場株式等はお取扱いしておりません)。●すでに特定口座をお持ちの投資信託は「NISA」口座に移管できません。●「NISA」口座開設にあたっては1人1口座(1金融機関等)のみとなります。ただし、一定の手続きのもとで金融機関の変更ができます。●1年間120万円の非課税投資枠をその年にすべて使い切らなかった場合、残りの枠を翌年以降へ繰り越すことはできません。●非課税期間中(最長5年間)においては自由に売却できますが、売却部分の非課税投資枠は再利用できません。●「NISA」口座から特定口座等へ移管する場合、ファンドの取得価額は移管時の時価となります。●株式投資信託の分配金の再投資(自動買付け)が行われた場合でも、当該投資分は非課税の投資額に算入されます。●投資信託における分配金のうち、元本払戻金(特別分配金)は、そもそも課税の対象外であり、「NISA」口座によるメリットを享受できるものではありません。●分配金による再投資(自動買付)が行われた場合でも、当該再投資分は非課税の投資額に算入されるもので、その分非課税投資枠の残りが少なくなります。なお、分配金再投資により非課税投資枠を超える場合、その時の再投資額すべてが課税口座で投資されます。●2024年1月より新NISA制度が始まります。

【つみたてNISAに関するご留意事項】●「つみたてNISA」と「一般NISA」は選択制であり、同一年に両方の適用は受けられません。●当行の「つみたてNISA」口座は、株式投資信託のみの取扱いとなります。●「つみたてNISA」口座の開設にあたっては、1人1口座(1金融機関等)のみとなります。変更しようとする年分の非課税管理勘定、累積投資勘定で投資信託等を購入(分配金再投資による購入を含む)していた場合、その年分は他の金融機関への変更や「つみたてNISA」口座廃止後の再開設ができません。また金融機関を変更する場合、変更前の金融機関で保有中の投資信託等を、変更後の金融機関に移すことはできません。●「つみたてNISA」口座は、積立契約(累積投資契約)に基づく定期かつ継続的な方法による購入が対象となり、当行では対象商品の自動積立サービスによる購入に限ります。●1年間40万円の非課税投資枠をその年にすべて使い切らなかった場合、残りの枠を翌年以降に繰り越すことはできません。●非課税期間中(最長20年間)においては自由に売却できますが、売却部分の非課税投資枠は再利用できません。●「つみたてNISA」口座のお取引において売却時に損失(譲渡損失)が発生しても、他の口座との損益通算や損失の繰越控除はできません。●投資信託における分配金のうち、元本払戻金(特別分配金)はそもそも課税の対象外であり、「つみたてNISA」口座によるメリットを享受できるものではありません。●分配金による再投資(自動買付)が行われた場合でも、当該再投資分は非課税の投資額に算入されますので、その分非課税投資枠の残りが少なくなります。なお、分配金再投資により非課税投資枠を超える場合、その時の再投資額すべてが課税口座で投資されます。●非課税投資枠の40万円を超えてしまう場合、自動積立を中止します。他の口座で購入することはありません。●「つみたてNISA」口座で購入した投資信託の信託報酬などの概算値を、原則として年1回通知いたします。●2024年1月より新NISA制度が始まります。

復興特別所得税に関するお知らせ

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、預金の利子や投資信託の分配金・譲渡差益に対し復興特別所得税として所得税額×2.1%が課税されます。

当行で取扱いしている投資信託については、**栃木銀行ホームページにてご覧いただけます。**

とちぎん 投資信託 検索

モバイルでCheck!

※一部対応しない機種がございます。



販売会社の概要

- 商号等/株式会社栃木銀行
- 登録金融機関 関東財務局長(登金)第57号
- 本店所在地/〒320-8680 栃木県宇都宮市西2丁目1番18号
- 加入協会/日本証券業協会 ■資本金/274億円
- 主な事業/銀行業、登録金融機関業務 ■設立年月/1942年12月

当行の苦情処理措置及び紛争解決措置(下記機関を利用)

- 一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室
電話番号/0570-017109 または 03-5252-3772
- 特定非営利活動法人 証券・金融商品あせん相談センター 電話番号/0120-64-5005
- 受付日(共通)/平日(月～金)(銀行休業日を除く)
- 受付時間(共通)/9:00～17:00

2023年7月1日現在

お問い合わせはお近くの栃木銀行窓口・ホームページまたはフリーダイヤルへ



0120-630-521

受付時間/平日(月～金)
9:00～17:00[銀行休業日を除く]